

再封印の手続き

札幌陸運支局 HP より

自動車の後面に取り付けてある自動車登録番号標（ナンバープレート）の左側に封印の取り付けがされていない場合は、どうしたらよいでしょうか？

封印がない状態では道路を走行することができませんので、当該自動車に封印の取り付けを受けるために必要書類を整え、

以下のどちらかの方法で運輸支局まで手続きにお越し下さい。

- ・ 「搬送車」に当該自動車をのせて運輸支局まで移動。
- ・ 臨時運行許可取扱市町村で申請を行い、「臨時運行許可番号標」を当該自動車に取り付け 運輸支局まで移動。

【封印の取り付けに必要な書類】

- ・ 自動車検査証（原本）
- ・ [再封印申請書](#)

「再封印申請書」の記入が終わりましたら登録窓口に提出してください。

運輸支局職員が当該自動車の車台番号と自動車検査証との同一性を確認し施封いたします。

注) ただし、自動車登録番号標交付代行者の交付書（封印用）をお持ちの方は、

自動車登録番号標交付代行者において、封印の取り付けを行います。